

「プレミアム金利円定期預金 契約締結前交付書面」新旧対比表 (2024年4月25日変更)

新 (赤文字部分が変更箇所)	旧 (赤文字部分が変更箇所)
<p>(略)</p> <p>想定損害金額例</p> <p>ケース1：お預入直後に解約し、市場金利の変動がなかった場合</p> <p>⇒元本の約 16%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、100万円のお預入れに対しては約 16万円の損害金を差引いて、約 84万円が払戻しの金額となります。</p> <p>ケース2：ご解約時点における市場金利の上昇幅が、当行が合理的に取得できる市場金利の記録等から算出した最大値になっていた場合</p> <p>⇒元本の約 24%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、100万円のお預入れに対しては約 24万円の損害金を差引いて、約 76万円が払戻しの金額となります。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>想定損害金額例</p> <p>ケース1：お預入直後に解約し、市場金利の変動がなかった場合</p> <p>⇒元本の約 5%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、100万円のお預入れに対しては約 5万円の損害金を差引いて、約 95万円が払戻しの金額となります。</p> <p>ケース2：ご解約時点における市場金利の上昇幅が、当行が合理的に取得できる市場金利の記録等から算出した最大値になっていた場合</p> <p>⇒元本の約 24%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、100万円のお預入れに対しては約 24万円の損害金を差引いて、約 76万円が払戻しの金額となります。</p> <p>(略)</p>